

平成 25 年 9 月

加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化
に係る質問及び回答

(適用開始日)

Q 1 . 関税暫定措置法第 8 条に規定する加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化(以下「暫 8 簡素化」といいます。)は、いつから適用を受けることができますか。

A 1 . 暫 8 簡素化措置は、平成 25 年 9 月 1 日(日)以降に、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告において適用を受けることができます。

(従前の減税手続による輸入申告)

Q 2 . 平成 25 年 9 月 1 日(日)以降であっても、暫 8 簡素化の適用を受けることなく従前の減税手続により加工再輸入減税制度を利用して輸入申告を行うことができますか。

A 2 . 平成 25 年 9 月 1 日(日)以降であっても、暫 8 簡素化の適用を受けることなく従前の減税手続により加工再輸入減税制度を利用して輸入申告を行うことができます。

(輸出原材料の輸出実績等の管理方法)

Q 3 . 暫 8 簡素化の適用を受けるために必要な輸出原材料の使用実績等や税関への提出又は提示を省略した書類の適切な管理方法を具体的に教えてください。

A 3 . 暫 8 簡素化の適用を受けるための適切な管理については、輸出原材料や製品の種類等の実情に応じて、輸出原材料の使用実績等の管理や税関への提出又は提示を省略した書類の保管を適切に行っていただくことをいい、具体的な管理方法については、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に委ねることとしております。

(附属書の作成)

Q 4 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関への附属書 (税関様式 P 第 7710 号) の提出を省略したときであっても、税関様式である附属書を使用して輸出原材料の使用実績等を管理する必要がありますか。

A 4 . 製品の輸入時において、暫 8 簡素化の適用を受けて税関への附属書の提出を省略する場合には、税関様式である附属書を作成して輸出原材料の使用実績等を管理する必要はありません。

ただし、AEO 輸入者又は AEO 通関業者において、その実情に応じた方法により輸出原材料の使用実績等の管理を適切に行う必要があります。

なお、附属書を作成する方法により輸出原材料の使用実績等の管理を行うこともできます。

(輸出原材料の使用実績等の管理を行う者)

Q 5 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合は、AEO 通関業者が輸出原材料の使用実績等の管理を行う必要がありますか。

A 5 . 製品の輸入申告を暫 8 簡素化の適用を受けて行う場合、AEO 輸入者又は AEO 通関業者の実情に応じた方法により輸出原材料の使用実績等の管理を適切に行う必要がありますが、この管理については、必ずしも AEO 通関業者が行う必要はありません。

(製品を分割輸入する場合の輸出原材料の輸出実績等の管理)

Q 6 . 製品を複数回に分割して輸入する場合において暫 8 簡素化の適用を受けるためには、1 回目の輸入申告から最後の輸入申告が完了するまでの間、一の AEO 通関業者が一元的に輸出原材料の使用実績等の管理を行う必要がありますか。

A 6 . 製品を複数回に分割して輸入する場合において、暫 8 簡素化の適用を受けるために一の AEO 通関業者が一元的に輸出原材料の使用実績等の管理を行う必要はありません。

(納税申告)

Q 7 . 製品の輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合は、暫 8 簡素化の適用を受けることができますか。

A 7 . 製品の輸入時に特例申告を利用することなく納税申告を行う場合であっても、暫 8 簡素化の適用を受けることができます。

(税関への書類の提出又は提示)

Q 8 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関による審査又は検査の際に、提出又は提示を省略した書類について税関への提出又は提示が必要になることがありますか。

A 8 . 税関による審査又は検査の際に、提出又は提示を省略した書類について、税関から提出又は提示を求められた場合は、当該書類又はこれに替えて使用実績等を管理している書類の提出又は提示をお願いします。

(一部の書類の提出又は提示の省略)

Q 9 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合において、提出又は提示の省略が可能な確認申告書 (交付用) や附属書等の書類のうち一部の書類についてのみ、税関への提出又は提示を省略することができますか。

A 9 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合においては、提出又は提示の省略することができる書類のうち一部の書類のみ、税関への提出又は提示を省略することができます。

例えば、確認申告書 (交付用) 及び生地見本等の税関への提示のみを省略した上で、それ以外の附属書その他の減税手続に係る書類を従前どおり税関に提出することができます。

(減税明細書の取扱い)

Q 10 . 「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T - 1060) の取扱いについて、暫 8 簡素化の実施に伴う変更がありますか。

A 10 . 「加工・修繕・組立製品減税明細書」の取扱いについて、暫 8 簡素化の実施に伴う変更はありません。

(個別評価申告書の添付書類)

Q11 . 減税対象外である海外で調達した副資材等を一部使用して製造した製品について暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合でも、一覧表のみを個別評価申告書の添付書類とすることができますか。

A11 . 海外で調達した副資材等を一部使用して製造した製品について暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合でも、一覧表のみを個別評価申告書の添付書類とすることができます。その際には、輸入しようとする製品に係る輸出原材料の価格、往路の運賃及び保険料等に加えて、海外で調達した副資材等に係る額を一覧表に記載する必要があります。

(事後審査)

Q12 . 暫 8 簡素化の実施により、一の附属書及び確認申告書 (交付用) に係る製品を同一の時期に複数の港で輸入する場合における附属書等の写しの提出に係る事後審査の取扱いに変更はありますか。

A12 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、附属書及び確認申告書 (交付用) の提出を省略したときは、附属書等の写しの提出に係る事後審査の対象にはなりません。

(製品の分割輸入に係る取扱い)

Q13 . 製品を複数回に分割して輸入する場合で、AEO 通関業者が暫 8 簡素化の適用を受けて 1 回目の輸入申告を行った後、AEO 通関業者以外の通関業者が AEO 輸入者以外の輸入者から委託を受けて 2 回目の輸入申告を行うときに、暫 8 簡素化の適用を受けることができますか。

A13 . AEO 通関業者以外の通関業者が AEO 輸入者以外の輸入者から委託を受けて輸入申告を行う場合は、製品を複数回に分割して輸入するときであっても暫 8 簡素化の適用を受けることができません。

この場合、AEO 通関業者以外の通関業者が 2 回目の輸入申告の際に税関に提出する附属書については、暫 8 簡素化の適用を受けて行った 1 回目の輸入申告に係る輸出原材料の使用実績等の管理資料を添付する形で作成することができます。また、この場合、2 回目の輸入申告に係る製品の附属書のみを税関に提出することができます。

なお、2 回目以降の輸入申告において暫 8 簡素化の適用を受けることができないことが予想される場合は、従前どおり 1 回目の輸入時に附属書を税関に提出して確認を受けることができます。

Q13-2 .AEO 通関業者以外の通関業者が 2 回目の輸入申告の際に税関に提出する
附属書は 2 通提出する必要がありますか。(平成 25 年 9 月追加)

A13-2 . この場合に税関へ提出する附属書は、輸入するスタイルのみを記載し
た附属書を交付用として 1 通だけ提出してください。

(暫 8 簡素化の一部適用)

Q14 . 製品を複数回に分割して輸入する場合に、暫 8 簡素化の適用を受ける輸
入申告と暫 8 による減税の適用を受けず行う輸入申告とが混在する
ときは、暫 8 による減税の適用を受けず行う輸入申告に関し、従前どおり附属
書を税関に提出し輸出原材料の使用状況等について確認を受ける必要があ
りますか。(平成 25 年 9 月追加)

A14 . 製品を複数回に分割して輸入する場合は、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に
おいて輸出原材料の使用実績等の管理を適切に行うことにより、暫 8 によ
る減税の適用自体を受けることなく行う輸入申告に係る附属書の税関への
提出を省略することができます。

Q15 . 一の輸入申告の中で、暫 8 による減税の適用を受ける製品と受けない製
品 () が混在する場合であっても、暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告
を行うことができますか。(平成 25 年 9 月追加)

例えば、当初の契約数量を超過して製造された製品、特惠税率の適用を受ける
製品、通関を急ぐ等の理由により暫 8 の適用を受けない製品が該当します。

A15 . 一の輸入申告の中で暫 8 による減税の適用を受ける製品と受けない製品
が混在する場合には、減税対象となる製品のみ暫 8 簡素化の適用を受ける
ことができます。

(書類の保存)

Q16 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関への提出を省略
した個別評価申告書の添付書類等の書類は保存しておく必要があります
か。

A16 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関への提出を省略
した個別評価申告書の添付書類等の書類は、保存義務の対象となります。
なお、この場合における保存義務の対象者は輸入者となります。

(輸出申告における減税手続等)

Q17. 輸出原材料の輸出が完了していない場合の事後審査、輸出後に染色等の加工が伴う生地に係る加工後の生地見本の税関への提出又は輸出原材料の輸出に係る契約の内容に変更があった場合の確認申告書の訂正に関する各取扱いについて、暫8簡素化の実施に伴う変更がありますか。

A17. 輸出原材料の輸出が完了していない場合の事後審査、輸出後に染色等の加工が伴う生地に係る加工後の生地見本の税関への提出又は輸出原材料の輸出に係る契約の内容に変更があった場合の確認申告書に関するそれぞれの取扱いについては、暫8簡素化の実施に伴う変更はありません。

なお、輸出原材料の輸出が完了していない場合であっても、暫8簡素化の適用を受けて輸入申告を行うことができます。

(修正申告)

Q18. 暫8簡素化の適用を受けて行った輸入申告に係る修正申告を行う場合は、提示又は提出を省略したすべての書類について、提出又は提示をする必要がありますか。(平成25年9月追加)

A18. 暫8簡素化の適用を受けて行った輸入申告に係る修正申告を行う場合は、当該修正申告に係る事項を記載した書類を提出していただく必要があります。具体的には、修正申告を行う際に輸入申告を行った税関官署の通関部門にご相談ください。

(更正の請求)

Q19. 減税額の計算誤りが判明した場合における更正の請求の取扱いについて、暫8簡素化の実施に伴う変更がありますか。

A19. 減税額の計算誤りが判明した場合における更正の請求の取扱いについて、暫8簡素化の実施に伴う変更はありません。

(事前連絡)

Q20 .AEO 輸入者又は AEO 通関業者が暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要がありますか。

また、AEO 通関業者が暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談する必要がありますか。

A20 . 暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行う場合に、税関に事前に連絡する必要はありません。

なお、暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行うためには、輸出原材料の輸出実績等や確認申告書（交付用）等の管理を適切に行う必要がありますので、輸入申告を委託した輸入者に事前に相談していただくことをお勧めします。